

策定にあたり

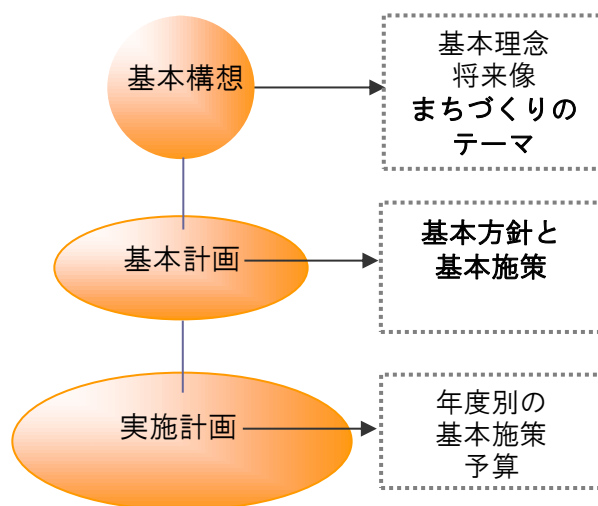
市では、現在、平成 18 年に策定したあわら市総合振興計画に掲げる「ゆうゆうと 人が輝く いやしと創作のまち」をまちづくりの基本理念に、各種の施策を進めているところです。

この総合振興計画は、市の行政サービスの目標や基本的な方針を掲げるもので、市が行政運営を行うための中長期的な羅針盤となるものです。

なお、現在の総合振興計画の計画期間は平成 18 年度から平成 27 年度となり、次期の総合振興計画は平成 28 年度から平成 37 年度となります。

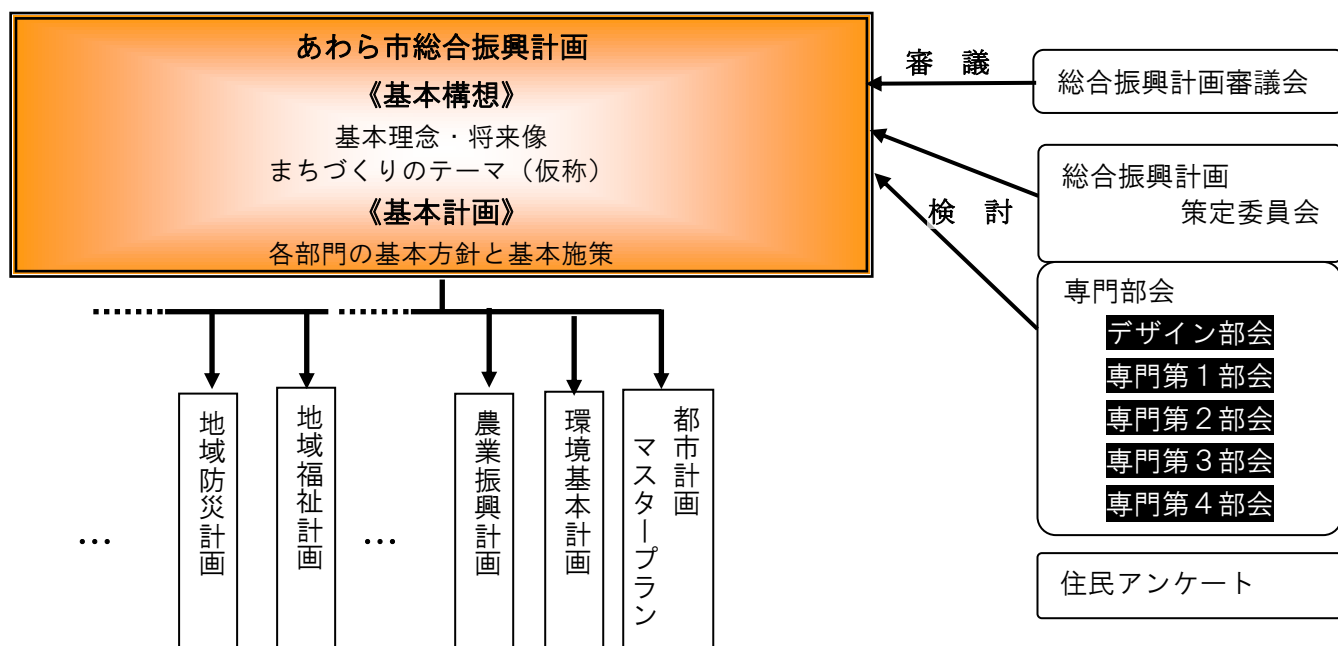
総合振興計画とは ～すべての行政サービス部門における基本的な考え方を示す～

- あわら市の今後 10 年間の総合的なまちづくりの指針となる計画です。
- 「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」からなります。
- 「基本構想（基本理念、将来像、まちづくりのテーマ）」をふまえ、すべての部門（環境、教育、福祉、産業、都市計画、交流など）における「基本計画（基本方針、基本施策）」、「実施計画」を定めます。



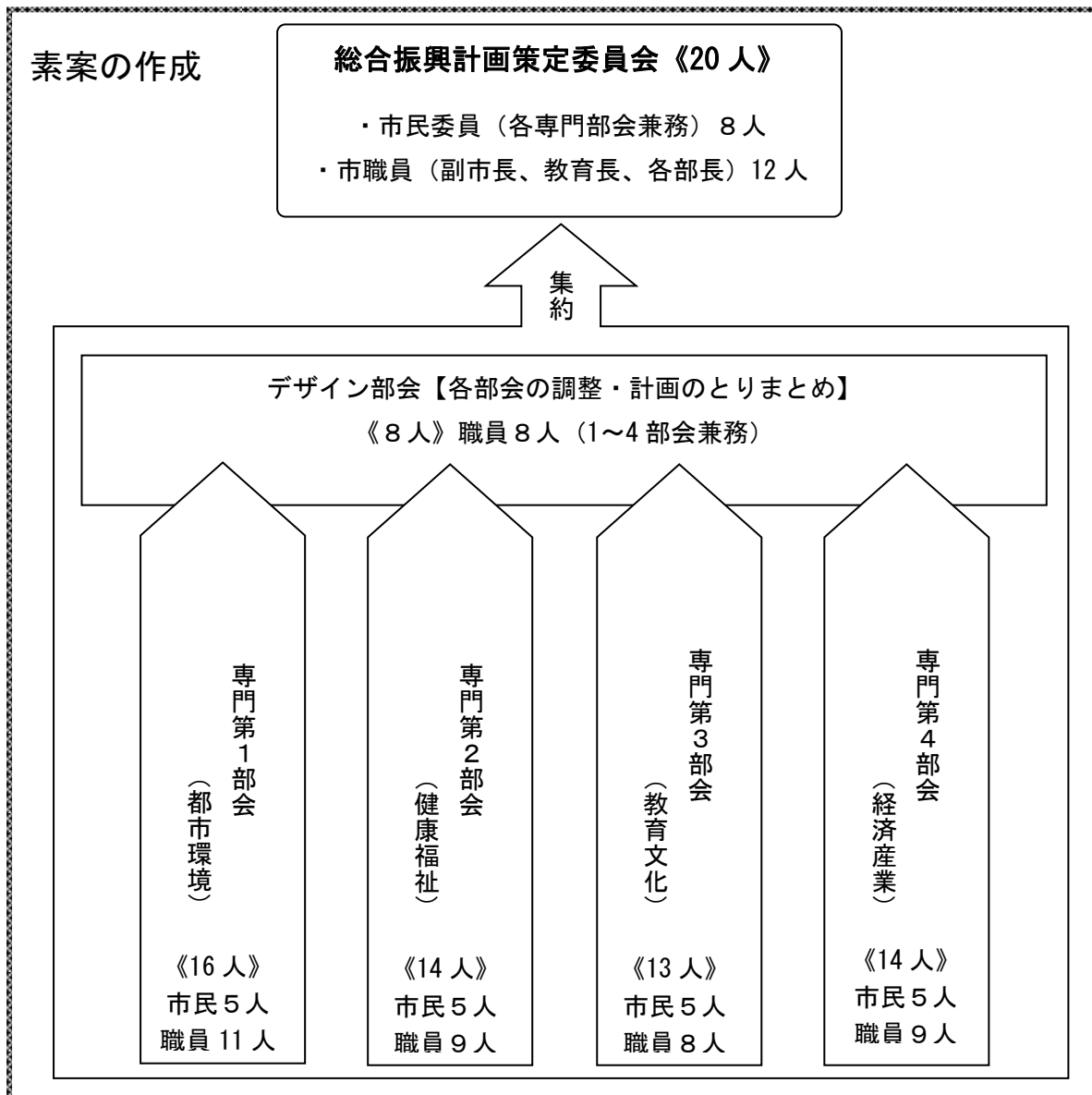
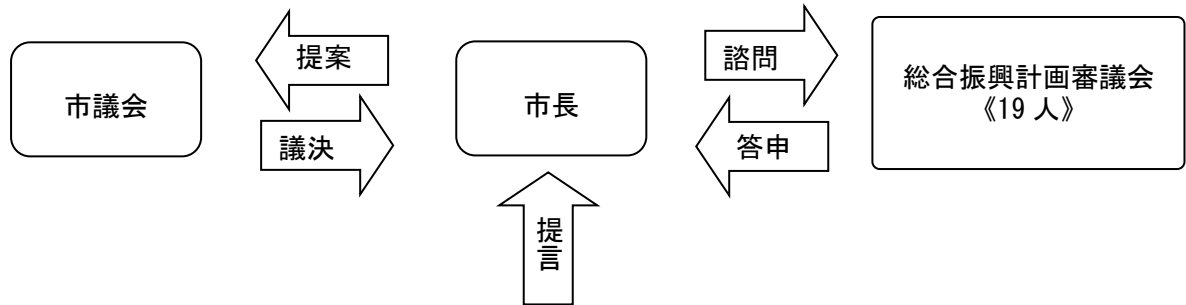
各計画の位置づけ

総合振興計画は市のすべての計画の最上位に位置する計画です。都市計画マスタープランなどの各種計画は、総合振興計画を踏まえて定めるものです。



策定体制

4つの専門部会（第1～4部会）とこれらを横断的に調整・とりまとめする部会（デザイン部会）を立ち上げ、“素案”を作成します。これを、総合振興計画策定委員会で検討し、市長に提言します。市長は、総合振興計画の“案”を総合振興計画審議会に諮問し、答申を受けて市議会へ提案、議決します。



策定の流れ

